

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正

目 次	
一 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税措置の創設……………	554
二 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正……………	556
三 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正……………	557
四 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例の改正……………	559
五 租税特別措置等の適用期限の延長……………	560
六 租税特別措置等の廃止……………	560
七 市街地再開発事業の施行に必要な登記に係る登録免許税の非課税措置の拡充……………	560

はじめに

本稿では、平成28年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、登録免許税関係の改正の概要について説明します。

これらの改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月29日に可決・成立し、同月31日に平成28年法律第15号として公布されています。また、関係政省令告示もそれぞれ公布・制定されています。

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第159号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第164号）
- ・ 登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第19号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年財務省令第22号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正

する省令（平成28年財務省令第25号）

- ・ 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第1号）
- ・ 登録免許税法別表第2 独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（平成28年財務省告示第96号）
- ・ 登録免許税法別表第3の19の2の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（平成28年財務省告示第97号）
- ・ 租税特別措置法施行令第42条の4第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（平成28年農林水産省告示898号）
- ・ 租税特別措置法施行令第43条第3項の特定国際船舶を指定する告示（平成28年国土交通省告示第603号）

一 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の 所有権の移転登記の免税措置の創設

1 制度創設の背景

防災集団移転促進事業とは、災害が発生した地域における移転元地の宅地や農地を買取り、住居の集団的移転を促進する事業です。移転元地の買取対象は居住実績のある住宅地と介在農地であり、商工業用地等の民有地は買取がされません。そのため、当該事業が実施された東日本大震災の被災地においては、買取済みの移転元地（公有地）と買取対象とならなかった民有地が混在している状況にあります。

（注）東日本大震災の被災地で、防災集団移転促進事業の移転元地が存在する市町村は、26市町村391地区にわたり、買取対象とされた土地（移転促進区域）は約2,700haとなっています。

移転元地が存在するエリアは、被災前は地域の経済活動の中心地であったところが多く、移転元地を抱える市町村は、産業・生業の再生や中心部における賑わいづくりのために移転元地及び周辺地の活用を考えているところです。しかしながら、前述のとおり、この移転元地が存在するエリアは市町村が買取った移転元地（公有地）と買取対象とならなかった民有地が混在しているため、一体的な利用を妨げています。また、与党の「復興加速化のための第5次提言」（平成27年5月29日）においても防災集団移転促進事業の移転元地に関する支援を検討するよう提言されています。

移転元地の活用にあたっては、市町村が、移転元地の周辺に存在する民有地を取得する必要がありますが、市町村が所有する他の土地を活用し、交換によりその民有地を取得すれば、単に買収するよりも財政支出を抑制することができます。

こうした状況を踏まえ、平成28年度以降の「復興・創生期間」においても、復興に対する支援を継続する観点から、集団移転促進事業の移転元地の活用のための土地の交換に係る登録免許税の特例を創設することとされました。

（参考）東日本大震災復興加速化のための第5次提言～被災者の方々が希望を持って前進していくために～（平成27年5月29日自由民主党・公明党）（抜粋）

Ⅱ. 地震・津波被災地域の早期復興完了に向けて～住宅再建・復興まちづくりの加速化

○ 防災集団移転促進事業の移転元地については、地域の意向も踏まえた具体的なニーズに基づき、復興交付金等を活用し有効活用に取り組んでいる事例も見られるため、このような先進事例を紹介していくとともに、各地域の実情を踏まえてどのような支援が可能か検討すること。

2 制度の内容

復興整備事業（集団移転促進事業（復興交付金事業計画に記載されているものに限り）によりその復興整備計画を作成した被災関連市町村が取得した移転促進区域内の土地の利用に係るものに限り）の実施区域（東日本大震災復興特別区域法の届出対象区域として指定された区域に限り）内の土地に関する権利を有する者が、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間にその復興整備事業の用に供するためその土地に関する権利をその被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、その交換によりその被災関連市町村の有する実施区域外の土地の所有権の取得をした場合には、その土地の所有権の移転の登記については、その取得後1年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さないこととされました（震災特法40の5）。

なお、この特例の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、被災関連市町村の長の証明書で、その者が被災関連市町村に対し交換により譲渡した土地に関する権利が復興整備事業の実施区域内に所在すること、その土地に関する権利が

その復興整備事業の用に供されるものであること、その登記に係る土地の所有権が実施区域外に所在すること及びその者がその土地の所有権を取得した日の記載があるものを添付しなければなりません（震災税特規16の5）。

（参考） 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）（抄）

（復興整備計画）

第46条 特定被災区域内の次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域であって、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業を実施する必要がある地域をその区域とする市町村（以下「被災関連市町村」という。）は、内閣府令で定めるところにより、単独で又は当該被災関連市町村の存する都道府県（以下「被災関連都道府県」という。）と共同して、当該事業の実施を通じた地域の整備に関する計画（以下「復興整備計画」という。）を作成することができる。

一～四（略）

2 復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～三（略）

四 第2号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ～カ（略）

五・六（略）

（届出対象区域内における建築等の届出等）

第64条 被災関連市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定すること

ができる。

2～7（略）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

2（略）

（参考） 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。

2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によつて地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地（以下「住宅団地」という。）を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。

3 適用関係

平成28年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

二 認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の 軽減措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画に係る特例

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、その事項が、産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画に係る認定、認定特定事業再編計画に係る認定又は認定中小企業承継事業再生計画に係る認定に係るものであって産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、その登記に係る登録免許税の税率は、これらの認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされていました（旧措法80①）。

- ① 株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分並びに②及び③に掲げるものを除きます。） 1,000分の3.5
- ② 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社のその合併の直前における資本金の額に達するまでの部分 1,000分の1
ロ イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000分の3.5
- ③ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち3,000億円を超える部分を除きます。） 1,000分の5

④ 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（⑤及び⑥に掲げるものを除きます。） イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 不動産の所有権の取得 1,000分の16
- ロ 船舶の所有権の取得 1,000分の23

⑤ 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 不動産の所有権の取得 1,000分の2
- ロ 船舶の所有権の取得 1,000分の3

⑥ 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

- イ 不動産の所有権の取得 1,000分の4
- ロ 船舶の所有権の取得 1,000分の23

(2) 認定創業支援事業計画に係る特例

個人が、産業競争力強化法に規定する認定創業支援事業計画の認定を受けた市区町村の区域内において、その認定創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設立をした場合には、その株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日までの間に登記を受けるものに限り、その株式会社の資本金の額に1,000分の3.5を乗じて計算した金額（その金額が75,000円に満たない場合には、75,000円）とされていました（旧措法80②）。

2 改正の内容

(1) 認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画に係る特例

この特例のうち、認定中小企業承継事業再生計画に係る特例は、「第2会社方式」と呼ばれる事業再生手法を用いる場合の計画認定に係る登記に対する登録免許税を軽減する制度ですが、産業競争力強化法の前身である産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の時代から存在するもので、制度創設時（平成21年度）からの年数も相当程度経過していること、また、この「第2会社方式」による事業再生の件数は年間60件程度（平成26年度）ありますが、この計画認定を受けた「第2会社方式」による事業再生の件数は5件となっており、この特例が「第2会社方式」による事業再生のインセンティブとなっているとは考え難い状況であったことを踏まえ、この認定中小企業承継事業再生計画に係る特例は、適用期限の到来をもって廃止されました（措法80①）。

（注）第2会社方式とは、将来性のある事業部門を別会社（第2会社）に切り出して継続するとともに、赤字部門を残した旧会社を清算（債務免除）する事業再生手法をいいます。

なお、認定事業再編計画及び認定特定事業再編計画に係る特例については、その適用期限が平成30年3月31日まで2年間延長されています（措法80①）。

(2) 認定創業支援事業計画に係る特例

この特例は、「日本再興戦略」において、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率10%台を目指すこととされたこと等を踏まえ、創業

を支援する観点から株式会社の設立登記に対する登録免許税を軽減する制度として平成26年に創設されたものです。しかしながら、現状の開業率は約5%と、10%前後で推移するアメリカ、イギリスの半分以下となっています。こうした状況を踏まえ、引き続き創業の支援を後押しする観点から以下の措置が講じられた上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年間延長されました（措法80②）。

① 対象となる会社の追加

改正前の制度では、株式会社を設立した場合に限り、特例の適用を受けることができたが、本改正により、次に掲げる会社の設立の登記が加えられ、その登記に対する登録免許税の税率をそれぞれ次のとおり軽減することとされました（措法80②）。

イ 合名会社又は合資会社 申請件数1件につき3万円（本則6万円）

ロ 合同会社 1,000分の3.5（最低税額3万円）（本則1,000分の7（最低税額6万円））

② 適用対象者の範囲の拡大

適用対象者に、事業を開始した日以後5年を経過していない個人が追加されました（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則8）。

3 適用関係

上記2(1)の改正は、平成28年4月1日以後に受ける認定に係る登記に対する登録免許税について適用され、同日前に受けた認定に係る登記に対する登録免許税については、従前どおりとされています（改正法附則128①）。

上記2(2)の改正は、平成28年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

三 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正

1 改正前の制度の概要

海上運送業を営む一定の者が、平成18年4月1

日から平成28年3月31日までの間に受ける次に掲げる登記に係る登録免許税の税率については、同日までに登記を受けるものに限り、1,000分の3.5

（本則1,000分の4）に軽減されていましたが（旧措法82の2①②）。

- (1) 国際船舶（注）で事業の用に供されたことのないものを建造した場合又は外国法人から国際船舶で建造された日から5年を経過していないものを取得した場合に受ける所有権の保存登記
- (2) 上記(1)の国際船舶の建造若しくは取得のための資金の貸付け又はその建造の対価の延払いに係る債権を担保するために受けるこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定登記

（注） 国際船舶とは、専ら外航に使用される総トン数2,000 t以上の、国際海上輸送の確保上重要な日本船舶であって、乗組員の少数精鋭化等による運航面の低コスト化がなされている船舶、技術革新等に対応した質の高い船舶、液化天然ガス運搬船などをいいます。

2 改正の内容

この特例は、国際船舶制度の一環として、国際船舶の確保・保有促進という政策目的を達成する手段の一つとして創設されたものです。この特例により、我が国での船舶取得に係る初期負担が軽減されることから、創設（平成8年度）以降現在に至るまで一定の効果が認められているところですが、制度創設から長期間（20年）経過していることや本則税率（1000分の4）と特例税率（1000分の3.5）との差も小さくなっていることから租税特別措置としての効果が相当程度薄れている状況であります。

しかしながら、我が国の経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立については、東日本大震災や原発事故を契機として、その重要性が顕在化し、また、我が国を取り巻く海洋をめぐる諸情勢の変化も踏まえれば、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることは、喫緊の課題でもあります。

こうした状況を踏まえ、この特例の効果を輸送能力の高い船舶等に集中させるため、適用対象となる国際船舶について、以下の見直しが行われた

上、その適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました（措法82の2①）。

(1) 船舶の規模の見直し

輸送の能力や効率性等の観点から国際海上輸送の確保上重要な日本船舶の増加を図るという国際船舶制度の趣旨に鑑み、世界全体の商船の大型化の傾向を踏まえ、エネルギー使用や輸送コストの面で効率性の高い船舶の建造を促進するため、本特例の適用対象となる国際船舶の総トン数は、1万 t以上（現行2,000 t以上）とされました（措令43②）。

(2) フラッグバック船（外国籍から日本籍に変更する船舶）の要件の見直し

改正前の制度では、フラッグバック船については、建造後5年未満の船舶に限られていましたが、近年、船舶の使用年数が増加しており、日本商船隊の外国籍船のうち建造後5年以上の船舶の割合が増加する傾向にあります。そこで、更に国際船舶の増加を図る観点から、一律に建造後の年数で区切る要件を廃止し、新たな要件として、運航面等で競争力のある船舶（ポートステートコントロール（PSC）（注）による拘留実績のない船舶）に限ることとされました（措令43③、平成28年国土交通省告示第603号）。

（注） ポートステートコントロール（PSC）とは、寄港国当局が、航行の安全の確保及び海洋環境の保全等の観点から、入港した外国籍船が各国際条約に適合しているか確認するための立入検査で、基準に適合していない場合には是正又は航行の安全上重大な欠陥がある場合には拘留を命じることとされています。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

四 株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例の改正

1 改正前の制度の概要

この特例は、以下の商工組合中央金庫の抵当権等に対する登録免許税の税率の軽減措置の廃止に伴う経過措置について、東日本大震災後の株式会社商工組合中央金庫の完全民営化（政府保有株式の全部売却）の実施時期の延期といった状況等も踏まえ、被災中小企業に対するものに関し、その適用期間を3年間延長するものでした（旧震災税特法41の4）。

(1) 平成20年10月1日から平成25年3月31日までの間に受ける次に掲げる財産の抵当権の設定の登記又は登録

- ① 不動産等 1,000分の2（本則：1,000分の4）
- ② 上記以外 1,000分の1.5（本則：1,000分の3又は1,000分の2.5）

(2) 平成25年4月1日から平成27年9月30日までの間に受ける次に掲げる財産の抵当権等の設定の登記又は登録

- ① 不動産等 1,000分の3（本則：1,000分の4）
- ② 機械等 1,000分の2.5（本則：1,000分の3）
- ③ 財団 1,000分の2（本則：1,000分の2.5）

（注1）「不動産等」とは、不動産、船舶、ダム使用权、鉱業権、砂鉱権、租鉱権、特定鉱業権、漁業権又は入漁権をいい、「機械等」とは、航空機、農業用動産、建設機械又は自動車等をいい、「財団」とは、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、鉄道財団、軌道財団又は運河財団をいいます。

（注2）この特例措置により、例えば、不動産等の抵当権の設定登記等に係る軽減税率は、平成28年3月31日までは1,000分の2、平成

28年4月1日から平成30年9月30日までは1,000分の3となっていました。

2 改正の内容

東日本大震災の発生直後から、政府は、被災者への生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たるとともに、平成23年7月には「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、「復興期間」を10年とした上で、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、当初の5年間を「集中復興期間」と位置付ける復興の枠組みを決定しました。この集中復興期間においては、被災地が安心して事業を実施できるよう、そのための財源の確保し、また、税制の特例や各種特例措置もあわせて講じられたところです。

こうした取組みの一環として、商工中金による危機対応貸付等累次の対策を講じた結果、東日本大震災の発生を受けて急激に悪化した中小企業の資金繰りは改善傾向にあり、本税制特例と相俟って商工中金の貸付制度が中小企業の資金繰りの円滑化に相当の効果があったものと考えられます。しかしながら、東日本大震災からの復興は途半ばであり、中小企業の資金繰りの改善は足踏みする中で、本格的復興に向けて引き続き政策的支援が必要とされているところです。

そこで、本改正においては、上記1(1)の適用期間を平成31年3月31日まで3年延長し、上記1(2)の適用期間を平成33年3月31日まで2年6ヶ月延長することとされました（震災税特法41の4）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年4月1日以後に受ける登記等に係る登録免許税について適用されます（改正法附則1）。

五 租税特別措置等の適用期限の延長

- (1) 次に掲げる租税特別措置等の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。
- ① 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法74）
 - ② 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（措法74の2）
 - ③ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法74の3）
 - ④ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置（措法76）
 - ⑤ 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（措法77の2）
 - ⑥ 預金保険法に規定する第1号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受け等に係る資本金の額の増加の登記等の税率の軽減措置（措法80③）
 - ⑦ 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（措法81）
 - ⑧ 東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税措置（震災税特法40の3）
 - ⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税措置（震災税特法40の4）
- (2) 経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減措置の適用期限が平成29年3月31日まで1年延長されました（措法80の2）。
- (3) 特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税措置の適用期限が平成31年3月31日まで3年延長されました（措法83の4）。
- (4) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税措置の適用期限が平成35年3月31日まで7年延長されました（措法84の2）。

六 租税特別措置等の廃止

次に掲げる租税特別措置等は、適用期限の到来をもって廃止されました。

- ① 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減措置（旧措法82①）
- ② 信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税措置（旧震災税特法40の5）

七 市街地再開発事業の施行に必要な登記に係る登録免許税の非課税措置の拡充

1 改正前の制度の概要

都市再開発法に規定する市街地再開発事業の施行のために必要な土地及び建物に関する登記については、事業の公共性及び権利変換等により従前の権利が原則として等価で新しい再開発ビルの床

（権利床）に置き換えられるといったその事業手法の特殊性に鑑み、登録免許税は非課税とされています（登法5七）。

ただし、市街地再開発組合の参加組合員又は特定事業参加者が取得する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利に係る登記及び市街地再開発事

業者の施行者が行う施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の処分に係る登記については、従前の権利が権利床に変換されるといった事情にないことから、登録免許税は課税されます（旧登令4一）。

2 改正の内容

地方都市の中心市街地においては、大規模小売店舗の撤退や相続を契機とした空き家・空き店舗化が進展するとともに、青空駐車場等の低未利用地への転換が進展。建物が歯抜け状に点在する街並みが発生し、地域の活力が低下しているところ

です。
このような状況に対応するため、国土交通省では、有用な既存ストックを残しつつ土地の整序を

行い、散在する低未利用地を集約して有効活用するため、市街地再開発事業について個別の土地に権利変換する手法が創設されました（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第72号）による都市再開発法の一部改正）。

この改正により、登録免許税法の改正を行うことなく、上記1の登録免許税の非課税措置の適用対象に、従前の権利の個別利用区へ権利変換に係る登記が追加されました。

3 適用関係

上記2の改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用されます（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則1）。